法人市民税　清算確定申告書（第２２号様式）の記載の仕方

欄	記載の仕方
１「＊処理事項」	＊記載する必要はありません。
２金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に金額を記載してください。記載する金額が赤字額となる場合は、金額の直前に△印を記載してください。
３「法人名」	省略せずに、正式名称を記載してください。
４「所在地」	本店の所在地を記載してください。また、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、支店等も併記してください。
５「従前の事業種目」	解散法人の事業の種類を具体的に記載してください（「貨物運送業」等）。２以上の事業を行っている場合は、各々の事業を記載し、主たる事業を〇印で囲んでください。
６「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	残余財産の確定した日現在における資本金（出資金）の額及び資本金等の額を記載してください。 ＊法人税の残余財産分配予納申告に係る申告の場合は、記載する必要はありません。
７「市町村民税の　　申告書」	空欄は、次のように記載します。 （１）法人税の残余財産分配等予納申告書に係る申告の場合は、「残余財産分配等予納」 （２）法人税の清算確定申告書に係る申告の場合は、「清算確定」 （３）（１）又は（２）に係る修正申告の場合は、「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」
８「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表２０（２））の７の欄の金額（端数金額を切り捨てた場合は、切り捨て前の金額）を記載してください。
９「課税標準となる法人税額及びその法人税割額③」	（１）「課税標準」の欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 （２）「税額」欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、２以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 ＊税額計算を行う場合の税率は、市町村ごとに定められています。（岩出市の税率は別添の「法人市民税の税率表」を参照してください。）
１０「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税額④」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
１１「既に納付の確定した法人税割額」	「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告によるものである場合には当該税額の計算の基礎となった事業年度を各々記載し、「一部分は配当」の欄は、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告によるものである場合には当該分配の年月日を各々

	記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基本となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載してください。
１２「均等割額」 〈⑧から⑪の欄まで〉	（１）これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載してください。 （２）⑧欄の月数は、１月に満たないときは１月とし、１月満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 （３）⑨欄は、この金額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
１４「この申告により納付すべき市町村民税額⑫」	⑦欄又は⑪欄に△印を付した場合におけるこの欄の計算については、⑦欄又は⑪欄を零として計算します。
１５「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。
１６「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	残余財産の確定した日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その残余財産の確定した日現在における従業者の数を記載します。 ＊この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
１７「還付請求税額」	法人税の予納申告に係る市町村民税の法人税割額の還付を受けようとする場合、その還付請求書として取り扱うことができます。この場合において、⑦欄又は⑪欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と還付請求税額が同額となります。
１８「法第１５条の４の徴収猶予を受けようとする税額」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合、記載する金額は⑦欄と同額になります。